

第三者評価結果

事業所名：善部保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育理念である「自分も友だちも大切に認め合い、未来を切り開く生きる力を育てる」や、保育方針である「たくましく 心豊かで よく考える子」、及び4つの保育目標（目指す子どもの姿）に基づき作成しています。全体的な計画は、保育所保育指針に定めるねらいに沿い、子どもの発達過程を考慮して作成しています。年度末には非常勤職員も出席する職員会議で振り返りを行い、これを踏まえて園長が翌年度の計画を作成しています。4月には職員会議で全員に配布し、各クラスごとに読み合わせを行い、職員間の共通理解につなげています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>広い園庭があり、園舎は子どもの視線を塞がないように、壁を少なく窓を大きくしています。床は裸足の保育において素足に心地よいヒノキ張りです。換気は、こまめに窓を開けるほか、各クラスに自動換気装置を設置し、24時間稼働させています。各クラスには温湿度計を設置し、季節ごとに適切な温湿度の管理をすると共に、日々の測定値と測定時刻を日誌に記載しています。「衛生管理等マニュアル」に基づき設備や用具類の衛生管理に努め、清掃や玩具の洗浄のほか、業者による布団乾燥も年6回行っています。1階フロアの一角にある小部屋には、ドアのない小さな2箇所入口を設け、秘密基地的なスペースを創っています。ここでは、向かいの図書コーナーから本を持ち込んでくつろいだり、布団を持ち込んで横になり、刺激を避けてクールダウンに利用するほか、0歳児がハイハイで通り抜けて遊ぶなど、子ども達が思い思いの目的で使用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>職員は、子どもの観察、保護者との面談、書面による家庭からの情報などにより、子どもの発達過程や家庭環境を把握しています。職員会議では、各クラスの様子や子ども一人ひとりについての情報を共有し、職員全体で全クラスの子どもの理解に努めています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、時間に余裕を持って活動を行っています。予定時刻を過ぎても子どもが活動や遊びに熱中している場合には、その気持ちを妨げず満足できるまで続けられるように、クラスを超えて担任同士が声を掛け合い、見守りを協力し合っています。子どもを注意する際は、子どもの頭越しに大きな声を出さないように声のトーンにも留意しつつ、「だめ」など制止の言葉の代わりに、見守りながら子ども自身に考えさせる声掛けを工夫しています。職員の不適切な関わりについては職員同士で注意し合える組織風土であるとの認識です。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得については、一人ひとりの発達や年齢に応じて子どもが自分でやろうとする力を育てる援助を工夫しています。食事は食べる楽しみを大切に、0歳児は手づかみで、自分で食べることを重視しています。テーブル上にはスプーンを出しておき、子どもが「これなあに」と道具に興味を持ち始める機会を捉え、スプーンの使用を開始しています。咀嚼力をつけるため、0歳児にも食事にごぼうなど硬めの食材を提供しています。排泄については、0歳児からパンツで過ごし、おもらしの際は「おしっこ出たね」「かえようね」など温かい声掛けやスキンシップの中でパンツをかえる心地よさを大切にしています。いわゆる「トイレトレーニング」は行わず、生活の中で自分でやろうとする気持ちを尊重し、強制することなく結果として自立に至ると考えています。手洗いは、2歳から手の形を亀・狼・バイクなどに見立てたポスターを見ながら、楽しんで行っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 絵本やおもちゃの棚の高さを子どもの目線に合わせてたり、砂場の脇におもちゃの入ったワゴンを置くなど、子どもが自ら選んで遊べる環境を整えています。ジャングルジムでは年齢などによる遊び方の制限は設けず、手を貸さずに子どもが自分で考え、自分の力で登れる所まで登る姿を見守っています。異年齢での遊びでは、鬼ごっこなどルールや順番を自主的に決めて遊べるよう援助しています。異年齢が交流する活動では、春には3、4、5歳の縦割りグループで花を作り、乳児を呼んで花祭りを行いました。秋祭りでは、子どもがスパゲティやラーメンに見立てた松葉や拾ったどんぐりをレジャーシートに並べ、お店屋さんごっこを楽しみました。日常的に裸足の保育を行い、泥や砂、水を使って思い切り遊ばせる中で、風邪をひかない丈夫な身体作りへの手応えを感じています。コロナ収束後は地域との交流を再び活発化させたい考えです。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児の保育では、保育者との心地よい関わりの中で安心して過ごせるよう配慮しています。0歳児から布パンツを着用して過ごし、おもらしの際は「おしっこ出たね」「かえようね」など温かい声掛けやスキンシップの中でパンツをかえる心地よさを大切にしています。0歳児の保育室は2階にあり、ハイハイでの階段の登り降りを自分のペースで楽しんでいます。畳の小上がりには斜面板をつけ、ハイハイで床から斜面を伝い、登り降りをしています。足の親指に力を入れたり、足腰を十分に使って楽しく遊び、秋頃には園庭の築山登りにも挑戦しています。家庭との連携により、食事、排泄、睡眠の状態や生活リズム、健康状態を詳細に把握するため、送迎時の観察、保護者とのやりとりや連絡ノートにより保護者との密な情報共有に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 自我の育ちを受け止め、子どもが自分でやりたい、という気持ちを尊重するよう配慮しています。遊びの中で他の子のおもちゃを取ってしまった場合には、保育士は「これで遊びたかったんだね」「これを使ったかったんだね」と言葉を補いつつ、「おもちゃを取られて悲しかったと思う」と、友だちの気持ちの代弁をするなど、友だちとの関わりの中を立ちまわっています。朝夕の合同保育時間や園庭遊びの時間など異年齢の交流場面では、追いかけてこやブロック遊びなどで優しく遊んでもらっています。また年長児の雑巾がけを見て真似る場面も見られます。大人との関わりでは、調理室と乳児室はいずれも2階にあることで、0、1、2歳児がガラス張りの調理室を見に来たり、散歩帰りに立ち寄り、調理職員に「帰ったよー」と声をかけて帰園を知らせるなど、日常的な交流を図っています。家庭とは連絡ノートや送迎時の口頭でのやりとりで情報共有し連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児は、担任も一緒に入り、年齢に応じた簡単なルールの集団遊びで体を十分に動かし、仲間と楽しさを共有できるよう配慮しています。4歳児は子ども同士の集団の中で友だちと遊び、喧嘩をしたり、仲裁に入るなどして、心地よいルールの中で友だちと楽しみながら遊べるよう担任が関わっています。5歳児はそれぞれの個性を発揮しながら、グループや複数のチームをつくって遊んだり、集団の中で相手を思いやり協力しながら、物事をやり遂げて達成感、自己肯定感を育めるよう配慮しています。5歳児は夏祭りなどの異年齢による活動で、リーダーとして力を発揮しています。保護者に向けては、「本日の保育」の掲示により、一日の活動内容等を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 身体や知的に障害のある子どもには個別指導計画を作成し、状態により職員を手厚く配置しています。身体障害のある子どもには、マッサージを行ったり、不安定な座位を安定させるため、食事の時に座る箱椅子を固定するなどの配慮をしています。同じクラスの子はおもちゃを持ってきてくれたり、隣に座って自分のおもちゃで遊ぶなど、気遣いながら共に過ごしています。障害により落ち着かない子どもについては、本人の動きに応じて職員と一緒に外に出て遊ぶこともあります。鬼ごっこなど、子ども同士の自然な交流も見られています。保護者には、お迎え時に食事、睡眠、遊びの様子を詳細に伝えるように努めています。園長と担任で療育センターに出向き専門的な情報助言を得るなど連携に努めています。重要事項説明書には、障害児保育について共に育ちあうことの大切さを明記しています。障害のある子どもの保育についての全体の研修は不十分であるとの認識です。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 長時間保育では異年齢保育を行い、子どもがお迎えまでの時間を寂しがったり不安にならずに楽しく過ごせるように環境を整えています。部屋は隣り合う5歳児クラスと子育て支援室を1室として使用しています。3～5歳児は園庭で遊び、夏は17:00、冬は16:30に入室します。室内ではテーブルを出して、コーナー遊びなどを行い、何をして遊ぶかは子ども自身が選べるよう配慮しています。17:45に0～2歳児が合流する際には、パーテーションで部屋を半分程仕切り、安全面に配慮しながらブロック遊びなどでゆったりと過ごしています。食事等は保護者の申し出により提供し、補食はおにぎりや味噌汁、夕食にはおかずをつけるなど、全て厨房の手作りです。保育士間の引き継ぎは「伝達ファイル」等を用いて必要な情報の伝達に努めています。お迎え時の保護者への伝達は内容によって特に必要な場合は、担当保育士が残り、直接保護者に話をするなどの配慮をしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画には、小学校の接続・連携について、善部小学校との連携（児童と園児の交流）や横浜市幼保小研修会への参加などを明記しています。5歳児クラスの年間計画では1～3月（第四期）のテーマを「もうすぐ一年生」とし、食事は決まった時間内に食べ終わるように意識づけたり、午睡を少なくするなど、就学を見据えた保育を行っています。現在、横浜市幼保小連携推進地区事業のモデル園として小学校、幼稚園と協同で連携や接続の推進に取り組み、意見交換や小学校教員による保育園の参観などを行っています。小学生との交流では、公園で一緒に遊んだり、学校探検のほか、小学生が学校のグラウンドで拾ったどんぐりでつくったおみやげを貰うなど、様々な楽しい経験の機会を工夫しています。保護者に向けては、懇談会で就学に向けた準備についての資料を配布し、説明を行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの健康管理は「衛生管理等マニュアル」に基づいて行い、重要事項説明書にも対応内容を明記しています。発熱時は37.5度で保護者に連絡し、食欲、顔色など普段と様子が違う場合や、38度以上の発熱時はお迎えを依頼します。更に状態の急変時には、緊急連絡先に連絡し、嘱託医又は主治医に相談することとしています。登園時は検温、表情、顔色、機嫌等を確認すると共に、乳児クラスでは連絡ノートで家庭での状態を把握し、職員間では「伝達ファイル」で情報共有をしています。子どもの既往症、予防接種、身体測定値等は児童健康台帳で管理しています。毎月保健だよりを発行し、オンラインの情報網サービスを利用し、職員、保護者に配信しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）への対応は、午睡時に0歳児は5分、1歳児10分の間隔で目視と呼吸確認、記録を行い、保護者向けには屋外掲示板に必要な情報を掲示し、注意喚起しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 健康診断の結果は「健康台帳」に記録し、歯科健診結果は「歯科健診記録簿」に記載しています。保護者宛てには、健康診断結果は「健康ノート」に記載し、歯科健診結果は「結果のお知らせ」を作成して伝えています。健診後に医師が子どもの受診を勧める場合は、職員が保護者にその旨を口頭で伝えています。保護者から医師へ質問がある場合は、職員が健診当日に代理で確認するか、保護者が健診時に同席し、医師に直接確認しています。年2回、歯科衛生士が来園し、2～5歳児に歯磨き指導、4、5歳児には赤染液による磨き残しのチェックを行っています。保育場面では、歯の磨き方をテーマにしたエプロンシアターも行っています。保護者に向けては「保健だより」を通じて、歯磨きの仕方、歯ブラシの選び方、歯磨きの大切さなどを発信しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 「善部保育園アレルギー対応マニュアル」と、「職員ハンドブック」をもとに、適切な対応に努めています。「重要事項説明書」に明記したアレルギー対応の内容は、入園説明会で保護者に説明しています。毎月、担当職員・調理職員と保護者により、除去食会議を開催し、献立の確認をしています。朝のミーティングでは同日の除去食を確認し、担任がミーティングノートに記載した除去食の内容をクラス内で速やかに情報共有しています。食事時間の除去食提供の際には、その都度関係職員が各自、声に出して除去食の内容を読み上げ、チェックを繰り返すことで事故防止に努めています。クラスの子どもには、子どもにも分かりやす表現で異なる食事を提供していることを担任より説明しています。4月には関係マニュアルを用いて全職員を対象にアレルギー疾患や対応についての園内研修を行っています。保護者向けに理解を図る取組は未実施です。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの発達、体調、咀嚼や嚥下の状態、嗜好等を把握し、献立や食材の硬さ、形、大きさなどの調理方法をきめ細かく工夫しています。咀嚼に重点を置き、野菜の茹で方は硬めにしています。形状を見て何の食材か分かるように調理し、ピーマンが苦手な子どもが原型をとどめたピーマンをおいしく食べられたことで大きな自信につながっています。食器は温もりのある陶器を使用し、乳児クラスでは、食器の深さ、大きさ、使いやすさに留意しています。幼児クラスでは完食の達成感を大切に、食べられる量を自己申告制にしたところ、苦手な食材も少しずつ食べられるようになっていきます。野菜を園庭のプランターや近隣で借り上げた畑で栽培し、収穫したばかりの野菜を子どもが調理室に持ち込むと、すぐに調理し、おやつに提供されています。毎月「食育だより」を保護者に配信し、給食やクッキングの様子、旬の美味しい野菜の選び方などの情報を発信しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 「自園調理」により、和食を中心においしく安心して食べられる手作りの食事やおやつを提供しています。国産で添加物のない旬の魚や野菜などの食材、三分づき米、昆布、煮干し、鰹節でとる出汁、薄味で素材本来の旨味を活かす調理法などを特長としています。調理職員は日常的に食事場を巡回し、子どもの食べる量や好き嫌いを把握したり、箸やスプーンの使い方を観察しています。日誌による残食の記録や検食簿の確認のほか、残食がある場合は子どもにも理由を確認しています。月1回食育会議を開催し、調理職員と保育士により意見交換を行っています。調理職員は献立の準備段階から保育士と連携し、課題があれば食育会議を待つことなく、相談のうえ、速やかに調理方法等の工夫や改善を図っています。衛生管理は、衛生管理等マニュアルに基づいて行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 0、1、2歳については毎日連絡帳を用いて、家庭との情報交換をしています。3、4、5歳児については、「今日の保育」を掲示し、保育内容やクラスの様子を伝えています。クラス保育参観・懇談会は年2回実施し、保育参観では、保護者と一緒に遊んだり、公園に出掛けるなど、保育内容について保護者の理解を得る機会としています。懇談会では担任からクラスの様子を伝えたり、保護者間では子育ての困りごとについても意見が交わされ、保護者同士の共感や安心につながっています。園からは月2回のクラスだより、毎月の園だより、食育だより、保健だよりを発行し、園の方針や保育内容、子どもの育ちのほか、子育てに役立つ情報提供等を行い、子育て支援に努めています。しかしコロナ禍以降は、保護者との情報交換は時間を短縮して行なう工夫をしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 0歳、1歳の新入園児については入園式後に個人面談を実施し、面談結果は「個人面談記録」に記載しています。そのほか年間を通して保護者からの相談希望はいつでも応じることとしています。重要事項説明書には、心配なこと、わからないことはいつでも園長または担任に尋ねるよう明記し、周知しています。育児の相談には担任のほか園長も同席し、事後に担任は園長から助言を受けられる体制としています。そのほか相談記録のファイルも作成し、情報共有しています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの登園時は、子どもの状態に異変がないか、検温、表情、顔色、機嫌等を確認すると共に、乳児クラスでは連絡ノートで家庭での状態を把握し、職員間では「伝達ファイル」で情報共有しています。登園が途切れるなど、虐待等権利侵害に陥る可能性がある場合は、電話や家庭訪問によりサポートの糸口を探り、保護者の気持ちを大切にしながら、信頼関係の構築に努めています。「運営規程」には、園として行う虐待防止のための措置を明記しています。虐待の疑いがある場合や配慮が必要な場合は、区の子ども家庭支援課や児童相談所のケースワーカーと連携を図ることとしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
全職員が年2回の保育実践の振り返りと、保育士のための自己評価を行い、改善に向けての会議を行っています。クラスごとの振り返りを記録し、細かい分野に分けて振り返り、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮しています。子ども集団への担任の働きかけを通じて、身体性・社会性・文化性を育て、一人ひとりの子どもの特性に対応した保育実践に取り組んでいます。職員の自己評価をもとに保育園としての自己評価をまとめています。	